



平成 29 年 11 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 シルバーライフ  
代 表 者 名 代表取締役社長 清水 貴 久  
(コード番号：9262 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取締役 管理部長 青 沼 勝 秀  
(TEL. 03-6300-5629)

(訂正)「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」及び  
「支配株主等に関する事項について」の一部訂正について

平成 29 年 10 月 25 日に発表いたしました適時開示資料「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」及び平成 29 年 10 月 30 日に発表いたしました「支配株主等に関する事項について」に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

1. 訂正理由

株式会社近江屋は、当社代表取締役社長である清水貴久及びその親族が 100%出資する資産管理会社であり、当社の議決権を 20%以上所有しているため、平成 29 年 10 月 25 日に発表いたしました「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」及び平成 29 年 10 月 30 日に発表いたしました「支配株主等に関する事項について」の中で株式会社近江屋を「その他の関係会社」と記載いたしました。

しかしながら、株式会社近江屋は資産管理会社として以外に特段の企業活動を行っておらず「その他の関係会社」には該当しないため訂正するものであります。

2. 「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」の訂正

【訂正前】

参考 株式会社近江屋（主要株主である筆頭株主に該当する株主）  
\*株式会社近江屋はその他の関係会社であります。

【訂正後】

参考 株式会社近江屋（主要株主である筆頭株主に該当する株主）  
\*の全文削除

3. 「支配株主等に関する事項について」の訂正

【訂正前】

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社の商号等

（平成 29 年 7 月 31 日現在）

名称	属性	議決権所有割合（％）			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
清水 貴久	支配株主（親会社を除く。）	49.85	49.85	99.70	—
株式会社近江屋	その他の関係会社	49.85	—	49.85	—

(注) 1. 平成 29 年 10 月 25 日付で、当社株式の東京証券取引所マザーズ市場への新規上場に伴う公募株式の発行及び支配株主清水貴久の株式売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しのためにみずほ証券株式会社への保有株式の一部貸出しにより、議決権所有割合は 30.03%となったため筆頭株主ではなくなりました。また、合算対象分を含めた議決権保有割合は 69.93%となりました。

2. 平成 29 年 10 月 25 日付で、当社株式の東京証券取引所マザーズ市場への新規上場に伴う公募株式の発行により、株式会社近江屋の議決権保有割合は 39.90%となりました。

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

株式会社近江屋は、当社議決権を 49.85%保有するその他の関係会社で、当社代表取締役社長清水貴久及びその親族が出資する資産管理会社であります。

同社は当社の筆頭株主であります。当社の事業活動や経営判断において同社からの制約はなく、当社の独立性は確保されております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

該当事項はありません。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は支配株主との取引を行っておらず、原則として支配株主との取引を行わない方針であります。

しかし、将来においてやむを得ず取引を開始する際には、取締役会において当該取引の合理性、取引条件の妥当性等につき慎重に審議のうえ決議することとし、少数株主の権利を保護するように努めてまいります。

【訂正後】

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）、その他の関係会社の商号等

（平成 29 年 7 月 31 日現在）

名称	属性	議決権所有割合（％）			発行する株券等が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
清水 貴久	支配株主（親会社を除く。）	49.85	49.85	99.70	—

(注) 平成 29 年 10 月 25 日付で、当社株式の東京証券取引所マザーズ市場への新規上場に伴う公募株式の発行及び支配株主清水貴久の株式売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しのためにみずほ証券株式会社への保有株式の一部貸出しにより、議決権所有割合は 30.03%となったため筆頭株主ではなくなりました。また、合算対象分を含めた議決権保有割合は 69.93%となりました。

(注) 1. の番号及び 2. の全文削除

2. 支配株主等との取引に関する事項  
該当事項はありません。

3. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況  
当社は支配株主との取引を行っておらず、原則として支配株主との取引を行わない方針であります。  
しかし、将来においてやむを得ず取引を開始する際には、取締役会において当該取引の合理性、取引条件の妥当性等につき慎重に審議のうえ決議することとし、少数株主の権利を保護するように努めてまいります。

2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

以 上